

横須賀市経営アドバイザー派遣事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 中小企業者等が経営革新、販路拡大、経営の安定化等を図るため、経営アドバイザーからアドバイスを受ける事業に係る経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は個人事業主

(2) 経営アドバイザー派遣事業

公益財団法人神奈川産業振興センター（以下「センター」という。）が実施する経営アドバイザー派遣事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本店又は支店（個人にあっては事業所）の所在地が市内であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 次に掲げる者でないこと。

ア 個人にあっては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員である者

イ 法人にあっては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該法人の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、センターが実施する経営アドバイザー派遣事業に要する経費のうち、補助対象者が負担する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、第4条に規定する補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に5分の4を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は、省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) センターへの経営アドバイザー派遣申込書の写し

(2) 法人にあっては登記事項証明書の写し、個人事業主にあっては直近の確定申告書の写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(3) 市税の納付を証する書類。ただし、申請者が、市長が補助金の交付の決定に必要な限度において当該申請者の市税の納付に関する事項について調査することに同意する場合は、省略することができる。

(4) 申請者（法人にあっては、当該法人の役員全員）の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 経営アドバイザー派遣事業結果報告書（センターからの報告書）及びその他センターによる助言等を受けた事実が確認できる書類の写し

(2) 補助対象経費に係る領収書等、支払いを証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。